

件名

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸
借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件を廃止する件

○ 金融庁
財務省 告示第七十九号

保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件（平成十一年金融監督庁告示第二号）は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 加藤 勝信